

ものづくり企業女性活躍応援事業補助金交付要領

(通則)

第1条 ものづくり企業女性活躍応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）および産業労働部産業技術課所管補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定するものをいう。ただし、別紙1に記載する事業者（みなし大企業）を除く。

2 この要領において、「製造業」とは、日本標準産業分類をもとに、別途知事が定める事業者をいう。

(補助事業者)

第3条 要綱第2条に規定する補助事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 福井県内に事業所を有する中小企業者であること
- (2) 製造業を営む者であること
- (3) 「ふくい女性活躍推進企業」に登録していること（ただし、個人事業主は不要）
- (4) 事業年度中に以下のiからvのいずれかを満たす事業者であること
 - i 女性管理職の登用が1名以上
 - ii 女性従事者（正規職員）の採用者が1名以上
 - iii 育児休業を1か月以上取得した従事者が1名以上
 - iv 女性のキャリアアップのための研修を年1回以上実施
 - v 企業の意識改革を行うための研修を年1回以上実施

- (5) 福井県の県税および地方消費税に滞納がないこと
- (6) 補助事業の導入効果の検証または情報発信に協力すること
- (7) 「ふくい女性活躍推進企業プラス+」の登録に努めること

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等が、暴力団員であるなど、暴力団がその経営または運営に実質的に関与している個人または法人等
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、または雇用している個人または法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等もしくは第三者の不正な利益を図る目的またはその属する法人もしくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用している個人または法人等

- (6) 役員等が、暴力団または暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している個人または法人等
 - (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人または法人等
 - (8) 役員等が、暴力団または暴力団員がその経営または運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人または法人等
- 3 知事が交付規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が前項の規定に該当することが明らかになったときは、交付規則第16条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 4 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、交付規則第17条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業の内容)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、県内製造業者が行う従業員の意欲や生産性の向上、人材の確保や定着につながる女性活躍の推進を目的とした取組み（女性が働きやすい職場環境づくり、企業の魅力発信など）とする。

(補助事業の経費の範囲)

第5条 要綱第2条に規定する補助事業の経費（以下「補助対象経費」という。）の範囲は、別紙2のとおりとする。

- 2 補助対象経費にかかる消費税および地方消費税は補助対象経費から除く。

(補助金の補助率および上限額)

第6条 補助金の補助率は、 $2/3$ 以内とする。

- 2 補助金の上限額は、補助事業者あたり200万円とする。

(事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(審査結果の通知)

第8条 知事は、前条の事業計画書の提出があったときは、その内容が補助金の交付の目的等に適合するものであるかどうかを審査し、審査結果を当該事業計画書を提出した者に通知するものとする。

- 2 採択の通知を受けた者が補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定前着手届出書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助金の交付の申請については、同一補助事業者につき同一年度に1回限りと

する。

(交付決定)

第10条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、交付規則第5条および同規則第6条の規定に基づき補助金交付の決定を行い、同規則第7条の規定に基づき申請者に交付の決定を通知する。

(補助金の交付の条件)

第11条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の総額の20%を超えない増額および減額もしくは経費区分の配分の20%を超えない変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業者は、補助事業の内容の変更（補助金の交付の目的および補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助金の額の確定後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を福井県に納入させることがあること。

2 補助事業者が前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画変更承認申請書（様式第2号）
- (2) 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

(事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、交付規則第10条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに事業遂行状況報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して1か月以内または令和8年2月27日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(是正命令等)

第15条 知事は、前条に基づく実績報告の内容を審査し、補助事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときには、当該事業内容等に適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命じることができる。

2 補助事業者は、前項の措置が完了したときには、前条の規定に準じる実績報告を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、交付規則第13条の規定に基づき、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第17条 この補助金は、交付規則第13条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認められる場合は、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(財産保管の義務)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（様式第4号）を備え、その写しを知事に提出するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において規定された耐用年数に準じた期間内に、取得財産等を処分しようとするとき（目的以外の用途に使用し、他の者に貸付けもしくは譲渡し、他の物件と交換し、または担保に供しようとするとき）は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、補助事業者が取得財産等の処分により収入金を得たときは遅滞なく取得財産等の処分等による収入金報告書（様式第6号）を提出させるものとする。

3 知事は、第1項の承認をした、または前項の収入の報告があった補助事業者に対し、当該取得財産等の残存価額（圧縮記帳を行わない価額）または当該収入金の全部または一部を納付させることができる。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業の経理について当該補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにするとともに、その会計帳簿および収支に関する証拠書類を当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年よりも長い場合は、その財産処分制限期間保存しなければならない。

(成果の報告等)

第21条 補助事業者は、知事から補助事業の成果等についての報告等を求められたときは、それに協力しなければならない。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要なことは別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月30日から施行する。

別紙1 みなし大企業（第2条関係）

次の（１）～（５）のいずれかに該当する事業者（みなし大企業）

- （１）発行済株式の総数または出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- （２）発行済株式の総数または出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者
- （３）大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者
- （４）発行済株式の総数または出資価格の総額を（１）～（３）に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- （５）（１）～（３）に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

別紙２ 補助対象経費の範囲（第５条関係）

経費区分	内容
施設・設備等整備費	県内にある事業所において、女性従業員の就業環境の改善を図るための施設・設備等の設置、改修等に要する経費 ・施設・設備等工事請負費 ・設備、機器導入費（毎年必要となるリース料、サービス利用料を除く） ・備品購入費（付属品等を含み、総額 10 万円以上であるものに限る） ・通信運搬費 ・その他知事が必要と認める経費
情報発信費	県内にある事業所において、女性活躍推進に資する取組みの情報発信に要する費用 ・外注費 ・広報費 ・印刷製本費 ・その他知事が必要と認める経費
その他補助事業に必要と認められる経費	・女性活躍推進に資する取組みに要する経費で、知事が補助事業に必要と認めるもの
※「施設・設備等整備費」は、必ず事業計画書に記載のうえ、実施すること。 ※以下に係る経費は、補助対象外経費とする。 ・国（独立行政法人を含む）および地方公共団体の施設に対する経費 ・保証金、敷金、保険料および租税公課 ・直接売上や利益につながる経費（個別企業の営業に係る経費、価格を掲載した広告等） ・補助事業者（自社、親会社、子会社、関連会社及び関係会社、グループ構成員等）の利益相応額が含まれる調達 ・中古品の購入 ・懇談会費、接待費、交際費および遊興・娯楽に要する費用 ・人件費、家賃、光熱費、他団体への負担金および組合員のための福利厚生費 ・福井県が設置した公設試験研究機関に支払う経費 ・販売する商品の原材料費、予備品の購入費、商品券等の金券、フランチャイズ加盟料 ・不動産の購入費、構築物の購入費、株式の購入費 ・本補助金に関する書類作成代行費用 ・他の事業との明確な区分が困難である経費 ・国（独立行政法人を含む）および地方自治体の補助金、助成金を活用する事業 ・借入金等の支払利息および遅延損害金 ・事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る経費 ・汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費・レンタル費および自動車等車両、船舶、航空機等の購入費・修理費・車検費用 ・公序良俗に反する事業 ・その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費	